

資料編

1. 計画策定の経緯
2. 宗像市環境基本条例
3. 宗像市環境保全審議会規則
4. 宗像市環境保全審議会委員名簿
5. 宗像市環境保全審議会への諮問書
6. 宗像市環境保全審議会からの答申書
7. 自然環境研究会委員名簿
8. 市民ワークショップ参加者名簿
9. 宗像市環境基本計画策定委員会
10. 市民意見提出手続（パブリック・コメント）による意見と回答

1. 計画策定の経緯

日付	経緯	内容
平成 17 年 12 月 17 日	自然環境調査研究会 第1回会議	調査方法等
平成 18 年 1 月 28 日	自然環境調査研究会 第2回会議	実施計画等
平成 18 年 4 月 29 日	自然環境調査研究会 沖ノ島春季合同調査	調査実施
平成 18 年 6 月 12 日 ～7 月 5 日	自然環境調査～動物分布調査	猟友会メンバーへの依頼・説明等
平成 18 年 7 月 29 日 ～30 日	自然環境調査研究会 沖ノ島夏季合同調査	1 泊 2 日で調査実施
平成 18 年 8 月 19 日	自然環境調査研究会 第3回会議	動物分布調査結果、調査の進捗状況等
平成 18 年 12 月 16 日	自然環境調査研究会 第4回会議	調査結果報告、総合評価等
平成 18 年 12 月 18 日	策定委員会 第 1 回幹事会・WG 合同会議	実施計画等
平成 18 年 12 月 27 日	環境保全審議会 第 1 回会議	委嘱状の交付、会長・副会長選出、 策定の視点
平成 19 年 2 月 17 日	自然環境調査研究会 第 5 回会議	総合評価、ゾーニング等
平成 19 年 2 月～3 月	市民・事業者アンケート調査の実施	市民 2,000 人(回収率 52.5%) 事業所 100 社(回収率 46.0%)
平成 19 年 4 月 14 日	自然環境調査研究会 発表会	福岡教育大学にて
平成 19 年 5 月 29 日	策定委員会 第 2 回 WG 会議	計画骨子案
平成 19 年 6 月 15 日	市民ワークショップ 第 1 回	趣旨説明、自己紹介、自由意見交換
平成 19 年 6 月 25 日	環境保全審議会 第 2 回会議	計画骨子案
平成 19 年 6 月 29 日	市民ワークショップ 第 2 回	将来像、課題と解決方法についての検討
平成 19 年 7 月 12 日	市民ワークショップ 第 3 回	提言書の検討、提出
平成 19 年 8 月 2 日	策定委員会 第 3 回幹事会・WG 合同会議	素案(一部)について
平成 19 年 8 月 9 日	環境保全審議会 第 3 回会議	素案(一部)について
平成 19 年 9 月 20 日	策定委員会 第 4 回 WG 会議	素案について
平成 19 年 10 月 2 日	環境保全審議会 第 4 回会議	素案について
平成 19 年 10 月 29 日	策定委員会 第 5 回幹事会・WG 合同会議	計画案について
平成 19 年 10 月 31 日	環境保全審議会 第 5 回会議	計画案について
平成 19 年 11 月 19 日	パブリック・コメント手続き開始	計画案の公表・意見募集
平成 19 年 12 月 18 日	パブリック・コメント手続き終了	意見の締切
平成 20 年 1 月 31 日	策定委員会 第 6 回幹事会・WG 合同会議	パブコメ対応と計画最終案について
平成 20 年 2 月 4 日	環境保全審議会 第 6 回会議	パブコメ対応と計画最終案、答申書案につい て
平成 20 年 2 月 12 日	環境保全審議会 第 7 回会議	答申について

[平成 24 年度見直し業務の経緯]

日付	経緯	内容
平成 24 年 7 月～8 月	市民アンケート調査の実施	市民 2,000 人(回収率 34.2%)
平成 24 年 9 月 26 日	環境保全審議会 第 1 回会議	委嘱状の交付、会長・副会長選出、 見直しの視点
平成 24 年 12 月 18 日	環境保全審議会 第 2 回会議	見直し案について
平成 25 年 1 月 15 日	環境保全審議会 第 3 回会議	見直し案について
平成 25 年 2 月 5 日	環境保全審議会 第 4 回会議	見直し案、答申について

2. 宗像市環境基本条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 100 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、市民及び事業者が日常生活及び事業活動において配慮することにより推進されなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、当該施策の実施に当たっては、環境への影響を配慮し、環境の保全に努めなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、基本理念にのっとり、環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの活動が環境に与える影響を認識し、環境汚染の防止及び環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市の施策)

第6条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる事項を基本的な方針として環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、環境への影響を配慮し、当該施策を実施しなければならない。

- (1) 循環を基調とする社会経済システムの実現
- (2) 自然と人間との共生の確保
- (3) うるおいとゆとりのある地域社会の創造と継承
- (4) 市民参加の方策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境基本法(平成5年法律第91号)第7条の規定により、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他の市の区域の自然的社会的条件に応じた施策を行うため、宗像市環境基本計画(以下次条において「基本計画」という。)を策定するものとする。

(基本計画の策定等)

第8条 市長は、基本計画を策定する場合においては、あらかじめ、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)に規定する宗像市環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

3. 宗像市環境保全審議会規則

平成 15 年 4 月 1 日

規則第 81 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成 15 年宗像市条例第 21 号)により設置された宗像市環境保全審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市民代表

(平 18 規則 36・一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(平 18 規則 36・旧第 4 条繰上)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 規則 36・旧第 5 条繰上・一部改正)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(平 18 規則 36・旧第 6 条繰上・一部改正)

(出席の要求)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、審議会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(平 18 規則 36・追加)

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民協働・環境部自然環境課において処理する。

(平 16 規則 37・平 18 規則 36・平 23 規則 2・一部改正)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日規則第36号)

この規則は、平成18年6月30日から施行する。

附 則(平成23年1月21日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

4. 宗像市環境保全審議会委員名簿

氏 名	所属・役職等	備 考
ふたわたり とおる 二 渡 了	北九州市立大学 教授	会長
おかもと ひさと 岡本 久人	九州国際大学 客員教授	副会長
ながやま よしこ 長山 芳子	福岡教育大学 教授	
なかむら たかお 中村 孝雄	公募市民	
よしだ はるき 吉田 晴希	公募市民	
にしのはら か な え 西ノ原 カナ江	宗像市商工会 女性部長	
ふくしま としみつ 福島 敏満	むなかた「水と緑の会」会長	
まえだ ひでとし 前田 秀敏	環境地域づくり研究所 専務理事	
もり きなえ 森 早苗	むなかた男女共同参画協議会 会長	
よしたけ かねよ 吉武 鐘代	北筑前地区農村女性グループ連絡研究会アドバイザー	

(敬称略)

5. 宗像市環境保全審議会への諮問書

24 宗自 第442号
平成24年9月26日

宗像市環境保全審議会会長 様

宗像市長 谷 井 博 美



宗像市環境基本計画の中間見直しについて（諮問）

平成19年度に策定した宗像市環境基本計画は、計画の期間を平成20年度から平成29年度までの10年間とし、5年後に中間見直しを行うこととされています。

つきましては、宗像市環境基本条例第8条に基づき、宗像市環境基本計画の中間見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

6. 宗像市環境保全審議会からの答申書

平成25年2月5日

宗像市長 谷井 博美 様

宗像市環境保全審議会
会長 二 渡



宗像市環境基本計画の見直しについて（答申）

平成24年9月26日付24宗自第442号による標記の諮問について、宗像市環境基本条例(平成15年4月1日宗像市条例第100号)第8条の規定に基づき慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

本計画は、平成17年6月に策定された宗像市のまちづくりの基本となる第1次宗像市総合計画及び平成22年3月に策定された後期基本計画を、環境面から実現していくための指針となるものであり、宗像市における環境政策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画です。

本計画は、環境政策のマスタープランとしての位置付けであることを念頭に、自然環境、生活環境、快適環境、歴史・文化的環境及び地球環境の各分野において、市民意識の変化や施策の進捗状況、新たな社会経済状況の変化等に対応して見直しを行ったものであり、概ね妥当であると判断します。

また、今回の見直しは、宗像市がめざす環境像の実現に向けた目標や施策、事業など根幹に関わる見直しではなく、軽微なものであり市民意見提出手続（パブリックコメント）は必要ないものと思料されます。

今後も本計画に基づき、ダンボールコンポストを活用した地域循環システムの構築や、互いに助け合い支え合うサービスや行為を循環させるポイントシステムの導入等を目指していただきたい。

また、CO2の削減はもとより、市の発展につながる環境面での施策や主要環境プログラムを実現できるよう取り組んでいただき、市民や事業者、市民環境団体等の様々な主体への積極的な環境意識の啓発や、環境保全市民協働会議等との連携強化を図りながら、めざす環境像である「自然と歴史のふるさと住みたいまち宗像」の実現に向けて、邁進されますよう要望します。

7. 自然環境研究会委員名簿

分 野	氏 名	所 属 ・ 役 職 等 (調 査 時)
地形・地質	下山 正一	九州大学大学院理学研究院地球惑星科学部門 古環境学分野助手
植生・生態系	神野 展光	福岡教育大学教授
植物	水上 守	宗像植物友の会前事務局長
ほ乳類	渡部 登	中村学園女子中学校・高等学校教諭
鳥類	高原 和幸	福岡市立大池小学校校長
爬虫類・両生類	倉本 満	福岡教育大学名誉教授
昆虫類	城戸 克弥	大野城市立大野北小学校校長
水生生物	岩切 稔	福岡教育大学教授(兼付属教育実践総合センター長)

(敬称略、他多数の協力者あり)

8. 市民ワークショップ参加者名簿

奇数班		偶数班	
1	岩田 純一	2	河津 舞
3	金子 静子	4	森 敦子
5	永嶋 敏子	6	廣田 葉子
7	大谷 純子	8	今西 良一
9	成富 成勇	10	松井 英治

(敬称略)

9. 宗像市環境基本計画策定委員会

幹事会 (WG : ワーキンググループ)

経営企画課 (企画係)、定住化推進室 (定住化推進係)、コミュニティ課 (コミュニティ支援係)、
市民活動推進課 (市民活動推進係)、環境保全課 (環境衛生係、釣川グリーンネット推進係)、
保健福祉政策課 (保健福祉政策係)、都市計画課 (都市計画係、都市整備係)、
建築課 (指導係、建築係、住宅係)、建設課 (建設係)、商工観光課 (商工係、観光係)、
農業振興課 (農林係、振興係)、水産振興課 (水産振興係)、施設課 (水道事業係、下水道事業係)、
教育政策課 (教育政策係)

事務局：資源廃棄物課 (政策係)

計 15 課 (22 係)

10. 市民意見提出手続(パブリック・コメント)による意見と回答

○意見募集期間：平成19年11月19日(月)～12月18日(火)

宗像市環境基本計画(案)について、市民2人から9件の意見をいただきました。意見に対する市の考え方、本計画における記載などについての取り扱いは次のとおりです。なお、本計画に直接関係のないものについては回答しておりません。

番号	項目	意見内容	対応	回答
1	【環境の範囲について】	環境とはもっと広いものであり、対象とする環境があまりに絞り込まれている。 計画名称は範囲を限定した方がわかりやすいのではないか。 防災などの安全な環境づくりに関する視点が少ないのではないか。	原案どおり	環境の範囲につきましては、国の環境基本計画などを参考としながら、本市の状況を鑑み、本計画書の中では支障のない範囲で絞り込みを行っています。 計画名称につきましては、宗像市環境基本条例第7条の規定に基づいたものです。 防災などの安全な環境づくりにつきましても、とても重要な事項ですが、本計画書では、快適環境の分野でユニバーサルデザインにおいて記述をしているのみとさせていただいております。快適なまちづくりを実現させるため、今後も検討をしていきたいと考えております。
2	【計画の構成について】	第4章から大事な説明が始まっている。また、第6章は第3章の次か、第2章または第3章に統合した方がわかりやすいのではないか。 行政の分担が見えづらい。また、行政の役割分担は第5章ではなく、もっと前に出てくるべきではないか。	原案どおり	計画の構成につきましては、ごく一般的なものとしています。構成は、様々なタイプがあり、それぞれ特徴がございます。本計画書では、第3章から第5章にかけて取り組みや考え方を記述しておりますのでご指摘のような構成も検討されますが、いきなりこれらの章が登場しますと、計画書の基本的な事項(位置付けや主旨)が明示されず、読む方によっては混乱を生じることもあります。そういったことからごく基本的な構成を採用し、できる限り多くの方々にご理解しやすいような構成を採用させていただいております。 なお、本計画は行政計画であるため、特にことわりがない場合、行為についての主語は行政(市)とさせていただいております。
3	【他計画との関連性について】	他の部門別計画との接点が明らかに示されていない。 他分野計画との整合、関連性をこの計画に明示するのが望ましい。	原案どおり	他分野の部門別計画との関係はp10の「環境基本計画の位置づけ」図で示しています。 本市には多くの部門別計画が存在し、各担当部署を含めて計画策定を行っており、関連のある内容について記述を行っております。なお、詳細な関連付けを本書中に行うとすれば、複雑となり、かえってわかりづらい計画書となることもあり、この計画書では他計画との関連付けに関する明示は特に行っておりません。

番号	項目	意見内容	対応	回答
4	【施策(自然環境)について】	綾町(宮崎県)の照葉樹林保護対策を取り入れたい。 山林の保全はもっと具体的に書いた方がよい。	原案 どおり	山林保全の具体的な方法は、地域の状況等によって様々な手法が考えられるため、ここでは基本的な方向性のみを示し、具体的な方法論は、今後の取り組みの際の検討課題とさせていただきます。
5	【施策(快適環境)について】	住宅団地の開発においては敷地の 2 割以上の緑地の確保を義務づけてはどうか。	原案 どおり	うるおいのあるまちづくりを行う上で公園や緑地の確保はたいへん重要であると考えております。一定規模以上の住宅団地などの開発行為において都市計画法や開発指導要綱等で公園や緑地の確保(公共用地として)の基準が定められていますが、個人住宅については、このような法的な義務づけは現時点では困難であることから、この計画書では第3章の中で記述を行うのみとさせていただきます。
6	【施策(地球環境)について】	住宅団地の開発においては太陽光発電や燃料電池の設置を義務づけてはどうか。 太陽光発電設備の設置等を導入する際の助成制度などを導入できないか。	原案 どおり	地球環境にやさしいまちづくりを行う上で新エネルギーについてはとても有効な手段ではないかと考えておりますが、個人住宅での設置を義務づけることは現時点では困難であるため、この計画書においては、第3章の中で新エネルギーの導入検討する旨の記述のみとさせていただきます。 また、助成制度の導入は財政的な問題点等検討すべき事案が多いため、現時点で市単独での導入については難しく、国や県の施策を考慮しながら、取り組みについて検討する制度であると考えております。
		地球温暖化対策について今後の市の取り組みはどうか。	一部 修正	地球温暖化については、地球全体の環境課題となっています。市としましても今後の取り組み方針について検討を行うべきと考えています。ご指摘を踏まえ次のとおり修正(追加)を行います。 「第3章4.(2)地球温暖化防止対策、2)目標達成のための個別施策①省エネルギー対策の推進」の中に以下を追加します。 ●地球温暖化防止対策として地域推進計画の策定を検討します。
7	【子どもたちの環境について】	将来を担う子どもたちの環境をどうするかという発想が感じられない。	原案 どおり	子供たちの環境につきましては、取り扱うべき範囲がとても広く、たいへん重要な分野ではありますが、主に教育行政分野において担う部分が多いことから、この計画書においては、子どもたちに対する環境教育や学習の機会などに関する施策のみを掲げています。 なお、本計画書で取扱を行っていない箇所については、今後施策を行う上で検討を行っていきます。

番号	項目	意見内容	対応	回答
8	【用語について】	目標数値の裏付けに関する説明がほしい。 専門性が高い言葉があるが、注釈がもっと必要である。 注釈や説明ははじめて登場するところで行うべきである。 句読点の使い方について配慮すべきである。	一部修正	ご指摘を踏まえ、計画書を全体的に検討して、改善を行います。専門用語については注釈や解説を付け加え、数値目標については根拠の説明を加えることで対応いたします。 句読点につきましても修正を行います。
9	【わかりやすい表現について】	全体的にわかりづらい表現がある。 また、旧宗像市の発想による表現との誤解を生ずる箇所が見られる。	一部修正	ご指摘のとおり用語と同様に、計画書を全体的に検討してできる限りわかりやすい表現を心がけて改善を行います。 また、旧宗像市寄りの表現と誤解を生ずる可能性のある箇所についても、全体的に検討を行い、表現の改善を行います。 p 6,25,64にある“シンボル”は“シンボリックな存在のひとつ”へ、p18の“市の中央を貫流し玄界灘へと注ぐ”は“玄界灘へと注ぐ”へ、p 19の“市内を貫流する釣川”は“釣川”、“再生利用による”は“再生利用、”へ、p 33の“開発”は“土地利用”へ、p 40,47,75にある“野焼き”は“ごみの不法焼却”へそれぞれ修正します。 また、p 20の“地球温暖化などは”は“地球温暖化は身近な問題として”へ、p 47の“高い水準にある”を“福岡県平均の8.50㎡/人に比べると高い水準にある”へと語句を追加し修正します。 その他表現の修正を行う箇所については、計画書内で対応しています。

<その他>

意見内容	意見について
子ども版「宗像の環境」があったら良いのではないかな。 国道 3 号を通過して排出する二酸化炭素を減らすために信号を見直してはどうか。	たいへん貴重なご意見として今後の事務の参考にさせていただきます。

宗像市環境基本計画(中間見直し)

平成 25 年 3 月

〒811-3492

福岡県宗像市東郷一丁目 1 番 1 号

宗像市市民協働・環境部自然環境課

電話 0940-36-1130(直通)

F A X 0940-36-0270

H P <http://www.city.munakata.lg.jp>



宗像市環境基本計画